

③法第 26 条第 1 項第 3 号の意見を述べた場合

## 提供状況報告記録書

管理番号：	報告日	会議日	開催場所
報告機関の管理者名 及び 医療機関名			
審査対象の再生医療等 の名称			
再生医療等提供機関 からの報告内容			
再生医療等委員会の 意見			
提供に関する適否			

第二十条第一項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供の状況について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を中止すべき旨の意見を述べること。

### 議論の概要

結果を含む議論の概要で、質疑応答などのやりとりが分かる内容を記載。

---

第二十条第一項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供の状況について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を中止すべき旨の意見を述べること。